



# 熊本県公報

第 1 1 7 9 4 号

平成 21 年 4 月 3 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域変更……………(道路保全課) 2
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………(社会福祉課) 3
- 熊本県工事請負建設業者等選定要領の一部改正……………(監理課) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 3
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 3
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 4
- 平成21年度予算(一般会計、特別会計)の要領の公表……………(財政課) 4
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興業の指定……………(交通・くらし安全課) 69
- 保安林の指定……………(森林保全課) 69
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定……………(社会福祉課) 69
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更……………( ) 70
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の変更……………( ) 71
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止……………( ) 71
- 熊本県健康センターの使用料収納事務委託……………(健康づくり推進課) 72
- 種畜証明書交付……………(畜産課) 72
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 72
- 道路の供用開始……………( ) 73
- 道路の供用開始……………( ) 73
- 海岸保全区域の指定の変更……………(河川課) 73
- 海岸保全区域の指定の変更……………( ) 74

### 公 告

- 岱明町下河原土地区画整理組合の解散認可……………(都市計画課) 76
- 建設業法第28条第3項の規定による処分……………(監理課) 76
- 熊本県知事部局公用車任意保険契約に係る一般競争入札の実施……………(人事課) 77
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村計画・技術管理課) 78
- 県営土地改良事業計画の決定……………( ) 79
- 県営土地改良事業計画の決定……………( ) 79
- 県営土地改良事業計画の決定……………( ) 79
- 土地改良区解散命令……………( ) 79
- 肥料登録……………(農業技術課) 80
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 80
- 国土調査成果の認証……………(農村整備課) 80
- 本渡都市計画道路事業の認可……………(都市計画課) 81

### 登 載 依 頼

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正……………(選挙管理委員会) 81
- 裁決手続開始決定……………(用地対策課) 82
- 直接請求の連署基準数……………(選挙管理委員会) 83
- 直接請求の連署基準数……………( ) 83
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報廃止……………(高校教育課) 84
- 天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会……………(天草不知火海区漁業調整委員会) 84

**告 示**

**熊本県告示第 3 0 6 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 4 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般県道	上椎葉湯 前線	球磨郡水上村江代字高尾野 1 0 8 3 番 2 地先から 同村江代字鶴 1 0 0 4 番 2 地先まで	前	4.4 ～ 26.8	53.0	旧道移 管	
				13.3 ～ 54.8	83.3		
			後	13.3 ～ 54.8	83.3		
				球磨郡水上村江代字鶴 8 9 3 番 1 地先から 同所 9 2 1 番 1 地先まで	前		6.0 ～ 12.0
			9.2 ～ 24.0				45.5
			後		9.2 ～ 24.0		45.5
		球磨郡水上村江代字鶴 8 9 3 番 3 地先から 同村江代 8 4 5 番 1 地先まで			前		4.0 ～ 26.0
			10.2 ～ 38.5	46.0			
			後	10.2 ～ 38.5	46.0		
				球磨郡水上村江代 8 4 9 番 1 地先から 同村芝神 8 5 0 番 1 地先まで	前		8.7 ～ 38.5
		後	0.0 ～ 0.0				0.0

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 4 月 3 日

**熊本県告示第 3 0 7 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（認知症対応型共同生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム白梅の里 宇城市不知火町亀松 5 4 3 番地	N P O 法人不知火福祉会 宇城市不知火町亀松 5 4 3 番地	平成 2 1 年 2 月 1 日

**熊本県告示第 3 0 8 号**

熊本県工事請負建設業者等選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工事請負建設業者等選定要領の一部を改正する要領（平成 6 年熊本県告示第 2 9 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「別表 1」を「熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成 1 5 年告示第 2 2 1 号）別表（以下「格付要綱別表」という。）」に、第 2 項中「別表 1」を「格付要綱別表」に、「上位又は下位の等級に属する建設業者から」を「下位の等級に属する建設業者のうちから優良な工事を施工した実績を有するものを」に改め、第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 5 条第 3 項中「別表 2」を「別表 1」に、「別表 3」を「別表 2」に改める。

第 6 条中「別表 2」を「別表 1」に、「別表 3」を「別表 2」に改める。

別表 1 を削り、別表 2 を別表 1 に、別表 3 を別表 2 とする。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 3 日から施行する。

**熊本県告示第 3 0 9 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
共同生活介護事業つわぶきの家 葦北郡芦北町大字湯浦 1 5 0 6 - 9	社会福祉法人 光輪会 葦北郡芦北町大字湯浦 1 5 0 5 - 1 山本 秀久	平成 2 1 年 4 月 1 日	4321910038	共同生活介護

**熊本県告示第 3 1 0 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
いずみの里在宅サービスセンター 熊本市出水五丁目 1 1 番 3 8 号出水ガーデンハイツ 2 棟 2 階	株式会社暖	平成 2 1 年 3 月 2 6 日

**熊本県告示第311号**

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町登立字四郎丸12281番、12290番
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**熊本県告示第312号**

平成21年度一般会計予算及び特別会計予算が平成21年2月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

**平成21年度熊本県一般会計予算**

平成21年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

**(歳入歳出予算)**

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719,260,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

**(債務負担行為)**

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

**(地方債)**

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

**(一時借入金)**

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

**(歳出予算の流用)**

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県	税	144,426,307
	1 県 民 税	54,865,177
	2 事 業 税	23,947,223
	3 地 方 消 費 税	16,450,363
	4 不 動 産 取 得 税	4,621,511
	5 県 た ば こ 税	3,345,463
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	756,455
	7 自 動 車 取 得 税	2,816,287
	8 軽 油 引 取 税	13,058,889
	9 自 動 車 税	22,849,167
	10 鉱 区 税	10,266
	11 狩 猟 税	52,882
	12 産 業 廃 棄 物 税	139,447
	13 旧 法 に よ る 税	1,513,177

款	項	金 額
		千円
2 地方消費税清算金		34,145,779
	1 地方消費税清算金	34,145,779
3 地方譲与税		14,679,000
	1 地方法人特別譲与税	11,033,000
	2 地方揮発油譲与税	2,147,000
	3 石油ガス譲与税	210,000
	4 地方道路譲与税	1,276,000
	5 航空機燃料譲与税	13,000
4 地方特例交付金		1,746,000
	1 地方特例交付金	1,212,000
	2 特別交付金	534,000
5 地方交付税		210,632,000
	1 地方交付税	210,632,000
6 交通安全対策特別交付金		731,000
	1 交通安全対策特別交付金	731,000

款	項	金 額
7 分担金及び負担金		千円 6,875,036
	1 分 担 金	732,572
	2 負 担 金	6,142,464
8 使用料及び手数料		11,191,639
	1 使 用 料	7,915,002
	2 手 数 料	3,276,637
9 国庫支出金		98,421,809
	1 国庫負担金	35,166,591
	2 国庫補助金	60,306,856
	3 国庫委託金	2,948,362
10 財産収入		3,074,078
	1 財産運用収入	1,164,683
	2 財産売払収入	1,909,395
11 寄 附 金		162,485
	1 寄 附 金	162,485

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 26,034,255
	1 特別会計繰入金	3,964,658
	2 基金繰入金	22,069,597
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		36,436,348
	1 延滞金、加算金 及び過料等	392,269
	2 県預金利子	258,954
	3 貸付金元利収入	24,076,272
	4 受託事業収入	1,378,298
	5 収益事業収入	5,970,616
	6 利子割精算金収入	11,398
	7 雑 入	4,348,541
15 県 債		130,705,000
	1 県 債	130,705,000



款	項	金 額
		千円
歳 入	合 計	719,260,737

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,371,217
	1 議 会 費	1,371,217
2 総 務 費		32,559,825
	1 総 務 管 理 費	13,005,854
	2 企 画 費	4,364,527
	3 徴 税 費	8,161,595
	4 市 町 村 振 興 費	3,791,775
	5 選 挙 費	1,235,605
	6 防 災 費	990,805
	7 統 計 調 査 費	646,472
	8 人 事 委 員 会 費	190,242
	9 監 査 委 員 費	172,950

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 75,359,744
	1 社 会 福 祉 費	49,611,185
	2 児 童 福 祉 費	21,938,834
	3 生 活 保 護 費	3,760,397
	4 災 害 救 助 費	49,328
4 衛 生 費		41,264,364
	1 公 衆 衛 生 費	30,557,272
	2 環 境 衛 生 費	7,980,005
	3 保 健 所 費	2,031,687
5 勞 働 費		5,603,176
	1 勞 政 費	222,031
	2 職 業 訓 練 費	1,448,268
	3 失 業 対 策 費	3,813,963
	4 勞 働 委 員 会 費	118,914

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円
		64,914,142
	1 農 業 費	12,830,193
	2 畜 産 業 費	4,393,870
	3 農 地 費	24,749,722
	4 林 業 費	17,109,877
7 商 工 費	5 水 産 業 費	5,830,480
		30,833,886
	1 商 業 費	23,824,424
	2 工 鉱 業 費	6,449,511
8 土 木 費	3 観 光 費	559,951
		102,054,185
	1 土 木 管 理 費	27,814,094
	2 道 路 橋 り よ う 費	40,354,229
	3 河 川 海 岸 費	18,053,315
4 港 湾 費	4,184,025	

款	項	金 額
		千円
	5 都 市 計 画 費	9,493,219
	6 住 宅 費	2,155,303
9 警 察 費		40,159,741
	1 警 察 管 理 費	36,595,080
	2 警 察 活 動 費	3,564,661
10 教 育 費		167,273,625
	1 教 育 総 務 費	23,630,205
	2 小 学 校 費	61,269,040
	3 中 学 校 費	34,477,392
	4 高 等 学 校 費	33,379,441
	5 特 別 支 援 学 校 費	8,947,198
	6 大 学 費	941,231
	7 社 会 教 育 費	2,744,797
	8 保 健 体 育 費	1,884,321

款	項	金 額
11. 災 害 復 旧 費		千円 2,692,559
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	975,559
	2 土 木 災 害 復 旧 費	1,717,000
12 公 債 費		112,772,512
	1 公 債 費	112,772,512
13 諸 支 出 金		42,351,761
	1 繰 出 金	6,187,352
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	531,631
	3 自動車取得税金 交 付 金	1,872,831
	4 利子割交付金	828,940
	5 利子割精算金	2,779
	6 地 方 消 費 税 金 清 算	15,506,757
	7 地 方 消 費 税 金 交 付	17,183,962
	8 配 当 割 交 付 金	167,395
	9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,114

款	項	金 額
14 予 備 費		千円 50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		719,260,737

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 私立学校施設整備借入金利子助成 (日本私立学校振興・共済事業団借入分) 私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園を設 置する学校法人が学校施設等の新築及び改築等 を行うために必要な資金を日本私立学校振興・ 共済事業団から借り入れた場合の学校法人に対 する利子助成	平成22年度 ～平成30年度	千円 17,862
	年次別内訳 平成22年度 2,400 平成23年度 2,400 平成24年度 2,266 平成25年度 2,133 平成26年度 1,999 平成27年度 1,866 平成28年度 1,733 平成29年度 1,599 平成30年度 1,466	
2 川辺川ダム代替地等先行取得資金損失補償補 助 融資機関が川辺川ダム建設に伴う水没者等に 対し、代替地等先行取得資金として 1,000万円の 範囲内で融資を行い損失を受けたとき、五木村 が融資機関に損失補償を行う場合の損失補償相 当額に対する補助	融資機関が水 没者等に資金 を融資した日 から当該融資 の償還期限到 来後 3 か月の 期間が満了し、 融資機関が補 償の履行日と して指定する 日まで	融資の償還期限 (融資機関が当該 融資の全部又は一 部につき繰上償還 を請求した場合は、 その支払期日、 その他償還期限の 変更があった場合 には、その変更後 の期日とする。) 到 来後 3 か月の期 間満了の日におい て、融資機関が弁 済を受けていない 元金及び利息(遅 延利息を除く。)の 合計額に相当す る金額

期 間	利子助成率
10年以内	年1.5%以内

事 項	期 間	限 度 額
3 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく平成21年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成21年度 ～平成24年度	7,500
4 生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	平成22年度 ～平成24年度	27,570
	年次別内訳	
	平成22年度 平成23年度 平成24年度	9,190 9,190 9,190
5 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	平成22年度 ～平成26年度	千円 35,895
	年次別内訳	
	平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	7,179 7,179 7,179 7,179 7,179
6 農地保有合理化事業等損失補償 菊池地域農業協同組合(以下「J A 菊池」と いう。)が財団法人熊本県農業公社に1億5,000 万円を限度額として農地保有合理化事業等資金 を融資したことについて損失を受けた場合、県 がJ A 菊池に行う損失補償	平成21年度 ～平成32年度	90,000
7 農地保有合理化事業損失補償 社団法人全国農地保有合理化協会(以下「協 会」という。)が財団法人熊本県農業公社に12億 5,000万円を限度額として農地保有合理化事業資 金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、 県が協会に行う損失補償	平成21年度 ～平成32年度	750,000

事 項		期 間	限 度 額															
8 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が、熊本県農業近代化資金融通措置要項に基づく農業近代化資金を、農業者等に対し、平成21年度において総額29億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給		平成22年度 ～平成42年度	317,287															
		年次別内訳 平成22年度 32,596 平成23年度 33,750 平成24年度 33,750 平成25年度 31,906 平成26年度 29,337 平成27年度 26,732 平成28年度 24,129 平成29年度 21,524 平成30年度 18,920 平成31年度 16,316 平成32年度 13,712 平成33年度 11,109 平成34年度 8,505 平成35年度 5,900 平成36年度 3,297 平成37年度 2,184 平成38年度 1,653 平成39年度 1,153 平成40年度 653 平成41年度 153 平成42年度 8																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個 人</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共 同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.60%以内</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		期 間	利子補給率	個 人	農 協	15年 以内	年1.25%以内	銀 行	共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内	銀 行	年0.60%以内
区 分		期 間	利子補給率															
個 人	農 協	15年 以内	年1.25%以内															
	銀 行																	
共 同	農 協	20年 以内	年1.25%以内															
	銀 行			年0.60%以内														



事 項	期 間	限 度 額												
<p>9 中山間地域活性化資金利子補給                      農業協同組合等が、熊本県中山間地域活性化資金融通措置要項に基づく中山間地域活性化資金を、農林漁業者等に対し、平成21年度において総額 1 億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">加工流通施設</td> <td style="text-align: center;">15年以内</td> <td style="text-align: center;">年2.25%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健機能増進施設</td> <td style="text-align: center;">15年以内</td> <td style="text-align: center;">年2.5%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生活環境施設</td> <td style="text-align: center;">25年以内</td> <td style="text-align: center;">年1.55%以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利子補給率	加工流通施設	15年以内	年2.25%以内	保健機能増進施設	15年以内	年2.5%以内	生活環境施設	25年以内	年1.55%以内	平成22年度 ～平成47年度	千円 14,683
	区 分	期 間	利子補給率											
加工流通施設	15年以内	年2.25%以内												
保健機能増進施設	15年以内	年2.5%以内												
生活環境施設	25年以内	年1.55%以内												
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度 平成42年度 平成43年度 平成44年度 平成45年度 平成46年度 平成47年度	1,357 1,405 1,405 1,341 1,251 1,160 1,069 978 874 766 656 547 437 328 219 173 153 135 116 98 80 61 43 24 6 1												
<p>10 農業経営負担軽減支援資金利子補給                      農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成21年度において総額 4 億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15年以内</td> <td style="text-align: center;">年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.25%以内	平成22年度 ～平成37年度	38,691								
	期 間	利子補給率												
15年以内	年1.25%以内													
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度	4,658 5,000 5,000 4,734 4,183 3,618 3,053 2,487 1,922 1,357 959 741 533 324 116 6												

事 項	期 間	限 度 額													
11 玉名 3 期地区県営かんがい排水事業 玉 名 市	平成22年度	千円 96,000													
12 宇土北部 3 期地区農免農道事業 宇 土 市	平成22年度	250,000													
13. 農林漁業資金損失補償 株式会社日本政策金融公庫が社団法人熊本県 林業公社に森林整備資金を融資したことにつ いて損失を受けた場合、県が株式会社日本政策金 融公庫に行う損失補償	平成21年度 ～平成41年度	借入金32,000千円 及びその利息、遅 延損害金並びに損 失補償契約に定め る利息に相当する 金額													
14 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が、熊本県漁業近代化資金事務 取扱要綱に基づく漁業近代化資金を、漁業者等に 対し、平成21年度において総額 4 億円の範囲内 で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子 補給	平成22年度 ～平成41年度	25,191													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設 等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5 年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用 施設 等 資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.7% 以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利 子 補給率	個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内	育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5 年 以内	共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.7% 以内	年次別内訳 平成22年度 4,762 平成23年度 4,461 平成24年度 3,808 平成25年度 3,066 平成26年度 2,335 平成27年度 1,794 平成28年度 1,460 平成29年度 1,160 平成30年度 890 平成31年度 620 平成32年度 350 平成33年度 149 平成34年度 78 平成35年度 68 平成36年度 58 平成37年度 47 平成38年度 37 平成39年度 26 平成40年度 16 平成41年度 6
区 分	期 間	利 子 補給率													
個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内												
	育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5 年 以内													
共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.7% 以内												
15 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が、熊本県漁業経営維持安定資 金事務取扱要項に基づく漁業経営維持安定資金を、 漁業者に対し、平成21年度において総額 1 億円の 範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する 利子補給	平成22年度 ～平成31年度	8,131													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子補給率	10年以内	年1.25%以内	年次別内訳 平成22年度 1,250 平成23年度 1,250 平成24年度 1,254 平成25年度 1,160 平成26年度 982 平成27年度 803 平成28年度 627 平成29年度 448 平成30年度 268 平成31年度 89									
期 間	利子補給率														
10年以内	年1.25%以内														

事 項	期 間	限 度 額
16 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額416億7,300万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成21年度 ～平成32年度	千円 220,249
17 企業立地促進費補助	平成22年度 ～平成27年度	3,400,000
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	1,150,000 600,000 600,000 550,000 300,000 200,000
18 産業技術センター本館等整備事業 熊 本 市	平成22年度	1,075,748
19 道路改築事業 (国道324号知十橋) 上 天 草 市	平成22年度 ～平成23年度	640,000
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度	400,000 240,000
20 特殊改良事業 (国道324号新松原橋上部工) 苓 北 町	平成22年度	110,000
21 地域活力基盤創造交付金事業 (竜北小川停車場線小川高架橋) 宇 城 市	平成22年度 ～平成23年度	400,000
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度	200,000 200,000
22 河川総合開発事業 (路木ダム) 天 草 市	平成22年度 ～平成25年度	4,540,000
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	1,150,000 1,390,000 1,150,000 850,000
23 火山噴火警戒避難対策事業 (阿蘇山) 阿蘇市・高森町・南阿蘇村	平成22年度	20,000

事 項	期 間	限 度 額
24 単県港湾調査事業 (水俣港) 水 俣 市	平成22年度	千円 10,000
25 港湾ダイオキシン類対策事業 (水俣港) 水 俣 市	平成22年度	363,100
26 地域活力基盤創造交付金事業 (熊本駅帯山線立体横断施設上部工) 熊 本 市	平成22年度	400,000
27 新熊本東警察署庁舎等整備事業 熊 本 市	平成22年度	60,706
28 併設型中高一貫教育施設整備事業 八代市・宇土市	平成22年度	337,055
29 済々黌高校管理棟改築工事 熊 本 市	平成22年度	293,000
30 熊本商業高校校舎改築工事 熊 本 市	平成22年度	93,000
31 翔陽高校教室棟改築事業 大 津 町	平成22年度	49,000
32 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成21年度 ～平成31年度	元金1,360,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
33 県有施設等管理業務	平成22年度 ～平成24年度	11,500
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度	10,500 500 500
34 情報処理関連業務	平成22年度 ～平成26年度	549,254
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	229,777 160,667 156,179 2,174 457

事 項	期 間	限 度 額
35 事務機器等賃借	平成22年度 ～平成27年度	千円 813,449
	年次別内訳 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	195,349 172,031 171,858 171,364 96,318 6,529

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良 国庫補助事業費	千円 3,472,000	(借入先) 財務省、地方公		据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全国庫補助事業費	655,000	営企業等金融機 構、会社、その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地防災 国庫補助事業費	279,000	(借入方法) 証書借入又は証		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
湛水防除 国庫補助事業費	228,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
造林 国庫補助事業費	195,000	(その他) 工事その他の都	年10%	
林道 国庫補助事業費	1,478,000	合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	以 内	
治山 国庫補助事業費	2,090,000			
保安林整備 国庫補助事業費	273,000			
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	144,000			
漁港 国庫補助事業費	640,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
漁港海岸保全国庫補助事業費	81,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	4,202,000			
道路維持 国庫補助事業費	2,792,000			
河川 国庫補助事業費	1,708,000			
砂防 国庫補助事業費	2,038,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河川海岸保全 国庫補助事業費	千円 184,000	(借入先) 財務省、地方公		据置期間を含め 30年以内
港湾建設 国庫補助事業費	704,000	営企業等金融機 構、会社、その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
街路 国庫補助事業費	1,288,000	(借入方法) 証書借入又は証		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
都市公園整備 事業費	31,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
公営住宅 建設事業費	461,000	(その他) 工事その他の都	年10% 以 内	
空港直轄事業 負担金	131,000	合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
農地海岸直轄事業 負担金	360,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
治山直轄事業 負担金	127,000			
道路直轄事業 負担金	5,830,000			
河川直轄事業 負担金	3,024,000			
砂防直轄事業 負担金	167,000			
港湾直轄事業 負担金	777,000			
治山災害現年 発生国庫 補助事業費	10,000			
漁港災害現年 発生国庫 補助事業費	6,000			
公共土木現年 発生国庫 補助事業費	343,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
公共土木過年 発生国庫費 補助事業費	181,000	(借入先) 財務省、地方公 営企業等金融機 構、会社、その他		据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	80,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
地域総合整備 資金貸付事業費	180,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	年10% 以 内	
総合行政 ネットワーク 整備事業費	372,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
阿蘇くまもと空港 周辺県有地整備 事業費	6,000			
老人福祉施設整備 事業費	264,000			
石綿健康被害 救済基金拠出金	14,000			
ふるさと農道緊急 整備事業費	38,000			
単県農業農村 整備事業費	31,000			
森林総合研究所営 特定中山間保全 整備事業費	94,000			
単県治山事業費	78,000			
産業技術センター 整備事業費	521,000			
県有施設耐震整備 事業費	10,000			
九州新幹線建設 事業費	24,453,000			
単県道路整備 事業費	6,918,000			



起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
単 県 河 川 整 備 事 業 費	千円 1,425,000	(借入先) 財務省、地方公		据置期間を含め 30年以内
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	404,000	営企業等金融機 構、会社、その他		半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
単 県 河 川 海 岸 整 備 事 業 費	151,000	(借入方法) 証書借入又は証		
天 草 空 港 整 備 事 業 費	49,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをすること ができる。
単 県 街 路 整 備 事 業 費	1,728,000	(その他) 工事その他の都	年10%	
警 察 施 設 整 備 事 業 費	171,000	合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	以 内	
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	443,000			
県 立 高 等 学 校 整 備 事 業 費	3,235,000			
文 化 財 保 存 整 備 事 業 費	14,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
県 営 体 育 施 設 整 備 事 業 費	78,000			
臨 時 財 政 対 策 債	48,568,000			
退 職 手 当 債	7,400,000			

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>公 事 有 林 業 整 備 費</p>	<p>81,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 営企業等金融機 構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年10% 以 内</p>	<p>据置期間を含め 50年以内 年賦元利均等償 還又は元金均等償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>130,705,000</p>			

平成 21 年度熊本県農業改良資金特別会計予算

平成 21 年度熊本県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 592,871 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		71,951
	1 一般会計繰入金	71,951
2 繰 越 金		165,340
	1 繰 越 金	165,340
3 諸 収 入		234,751
	1 貸付金元利収入	234,751
4 県 債		120,829
	1 県 債	120,829
歳 入 合 計		592,871

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円
		581,966
	1 農 業 改 良 資 金	581,966
2 公 債 費		7,270
	1 公 債 費	7,270
3 諸 支 出 金		3,635
	1 繰 出 金	3,635
歳 出 合 計		592,871

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金 貸付金	千円 120,829	政府貸付金の 借 り 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 21年以内 半年賦元金均等 償還

平成 2 1 年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成 2 1 年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,889,096 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		4,142
	1 一般会計繰入金	4,142
2 繰 越 金		557,592
	1 繰 越 金	557,592
3 諸 収 入		2,776,882
	1 貸付金元利収入	2,776,882
4 県 債		550,480
	1 県 債	550,480
歳 入 合 計		3,889,096

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		1,068,532
	1 中小企業振興資金	1,068,532
2 公 債 費		1,953,995
	1 公 債 費	1,953,995
3 諸 支 出 金		866,569
	1 繰 出 金	866,569
歳 出 合 計		3,889,096

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備貸与事業（国制度分）） 財団法人くまもとテクノ産業財団が平成21年 度に行う設備貸与事業3億円の未収債権に対す る損失補償	平成21年度 ～平成34年度	千円 135,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中小企業振興資金貸付事業費	千円 550,480	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の借入れ	年4.1% 以 内	据置期間を含め 20年以内 年賦元金均等償 還

## 平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成21年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。



第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		3,000
	1 一般会計繰入金	3,000
2 繰 越 金		20,294
	1 繰 越 金	20,294
3 諸 収 入		67,313
	1 貸付金元利収入	67,313
4 県 債		6,000
	1 県 債	6,000
歳 入 合 計		96,607

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 96,607
	1 母子寡婦福祉資金	96,607
歳 出 合 計		96,607

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金貸付 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） に基づき実施する母子及び寡婦に対する技能習 得資金、生活資金、修学資金、修業資金及び特 例児童扶養資金の貸付け	平成22年度	千円
	～平成25年度	48,161
	年次別内訳	
	平成22年度	31,029
	平成23年度	13,288
	平成24年度	3,329
	平成25年度	515

## 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子寡婦福祉 資金貸付金	千円  6,000	政府貸付金の 借 り 入 れ	無 利 子	母子及び寡婦福 祉法第37条の定め るところによる。

## 平成21年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成21年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 証 紙 収 入		2,786,000
	1 証 紙 収 入	2,786,000
2 繰 越 金		214,000
	1 繰 越 金	214,000
歳 入 合 計		3,000,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 諸 支 出 金		3,000,000
	1 繰 出 金	3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000

## 平成21年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成21年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,279千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		164,888
	1 財 産 運 用 収 入	554
	2 財 産 売 払 収 入	164,334
2 繰 入 金		46,155
	1 一 般 会 計 繰 入 金	38,976
	2 基 金 繰 入 金	7,179
3 繰 越 金		25,236
	1 繰 越 金	25,236
歳 入 合 計		236,279

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 236,279
	1 高 等 学 校 費	236,279
歳 出 合 計		236,279

平成 2 1 年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成 2 1 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,735,063 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		614,408
	1 使 用 料	614,408
2 繰 入 金		1,352,655
	1 一般会計繰入金	1,352,655
3 繰 越 金		110,000
	1 繰 越 金	110,000
4 諸 収 入		11,000
	1 雑 入	11,000
5 県 債		1,647,000
	1 県 債	1,647,000
歳 入 合 計		3,735,063

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 696,442
	1 港 灣 費	696,442
2 公 債 費		3,038,621
	1 公 債 費	3,038,621
歳 出 合 計		3,735,063



第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>港湾整備事業費</p>	<p>1,647,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 営企業等金融機 構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年10% 以 内</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。</p>

## 平成 2 1 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成 2 1 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 299,602千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		2,381
	1 財 産 運 用 収 入	2,381
2 繰 入 金		43,770
	1 基 金 繰 入 金	43,770
3 繰 越 金		153,451
	1 繰 越 金	153,451
4 諸 収 入		100,000
	1 雑 収 入	100,000
歳 入 合 計		299,602

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		170,094
	1 港 灣 費	170,094
2 公 債 費		129,508
	1 公 債 費	129,508
歳 出 合 計		299,602

平成 2 1 年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成 2 1 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 800,547千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		800,547
	1 財 産 売 払 収 入	800,547
歳 入 合 計		800,547

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 800,547
	1 公 債 費	800,547
歳 出 合 計		800,547

平成 2 1 年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算

平成 2 1 年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,307,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		889,253
	1 国庫補助金	889,253
2 財産収入		1,037
	1 財産運用収入	1,037
3 繰越金		208,107
	1 繰越金	208,107
4 諸収入		208,986
	1 貸付金元利収入	208,986
歳 入 合 計		1,307,383

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 教 育 費		1,307,383
	1 育 英 資 金	1,307,383
歳 出 合 計		1,307,383

第 2 表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成22年度	千円
	～平成26年度	3,712
	年次別内訳	
	平成22年度	768
	平成23年度	768
	平成24年度	768
	平成25年度	768
平成26年度	640	

平成 2 1 年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成 2 1 年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 317,502千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 4,916
	1 一般会計繰入金	4,916
2 繰 越 金		86,131
	1 繰 越 金	86,131
3 諸 収 入		226,455
	1 貸付金元利収入	226,455
歳 入 合 計		317,502

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		314,916
	1 林 業 改 善 資 金	314,916
2 公 債 費		1,996
	1 公 債 費	1,996
3 諸 支 出 金		590
	1 繰 出 金	590
歳 出 合 計		317,502

## 平成21年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成21年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,835千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		2,571
	1 一般会計繰入金	2,571
2 繰 越 金		30,466
	1 繰 越 金	30,466
3 諸 収 入		123,798
	1 貸付金元利収入	123,798
歳 入 合 計		156,835

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		156,835
	1 沿岸漁業改善資金	156,835
歳 出 合 計		156,835

平成 2 1 年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成 2 1 年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,317,601千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		1,117,233
	1 繰 越 金	1,117,233
2 諸 収 入		200,368
	1 貸付金元利収入	200,368
歳 入 合 計		1,317,601

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		200,368
	1 市町村振興資金	200,368
2 諸 支 出 金		1,117,233
	1 繰 出 金	1,117,233
歳 出 合 計		1,317,601

平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成21年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,903,135千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,788,093
	1 負 担 金	1,788,093
2 国庫支出金		1,075,100
	1 国庫補助金	1,075,100
3 繰入金		395,765
	1 一般会計繰入金	395,765
4 繰越金		120,177
	1 繰越金	120,177
5 県 債		524,000
	1 県 債	524,000
歳 入 合 計		3,903,135

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 3,204,670
	1 流域下水道費	3,204,670
2 公 債 費		698,465
	1 公 債 費	698,465
歳 出 合 計		3,903,135

第 2 表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 熊本市	平成22年度	千円 922,500
2 球磨川上流流域下水道建設事業 (ポンプ施設) 多良木町	平成22年度	146,000

## 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	244,000	(借入先) 財務省、地方公 営企業等金融機 構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	130,000			
八代北部流域 下水道事業費	150,000			
計	524,000			

## 平成21年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成21年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,196,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		2,012,133
	1 財 産 運 用 収 入	9,159
	2 財 産 売 払 収 入	2,002,974
2 繰 越 金		119,845
	1 繰 越 金	119,845
3 県 債		65,000
	1 県 債	65,000
歳 入 合 計		2,196,978

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		184,271
	1 工 鉱 業 費	184,271
2 公 債 費		36,076
	1 公 債 費	36,076
3 諸 支 出 金		1,976,631
	1 繰 出 金	1,976,631
歳 出 合 計		2,196,978



第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成事業費	千円 65,000	<p>(借入先) 財務省、地方公 営企業等金融機 構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	年10% 以 内	<p>据置期間を含め 30年以内</p> <p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。</p>

平成 2 1 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算  
 平成 2 1 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算  
 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,734,488千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」に  
 よる。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすこ  
 とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2  
 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 870,622
	1 分担金及び負担金	870,622
2 チ ッ ソ 貸 付 費		2,153,375
	1 諸 収 入	2,153,375
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 繰 入 金	276,267

款	項	金 額
4 支 援 措 置 費		千円 6,726,246
	1 国 庫 支 出 金	4,754,713
	2 繰 入 金	783,533
	3 県 債	1,188,000
5 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		2,707,978
	1 繰 入 金	2,302,978
	2 県 債	405,000
歳 入 合 計		12,734,488

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 2,133,688
	1 公 債 費	2,133,688
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,022
	1 公 債 費	5,645,022
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 公 債 費	276,267
4 支 援 措 置 費		1,971,533
	1 環 境 費	1,188,000
	2 公 債 費	783,533
5 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		2,707,978
	1 環 境 費	2,700,000
	2 公 債 費	7,978
歳 出 合 計		12,734,488

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
特 別 資 金 支 付 金 貸 付 金	1,188,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年10% 以 内	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをす ることができる。
一 時 支 払 関 係 出 金 資 金	405,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをす ることができる。
計	1,593,000			

## 平成21年度熊本県公債管理特別会計予算

平成21年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,073,529千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## (地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		31,862
	1 財 産 運 用 収 入	31,862
2 繰 入 金		21,191,696
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,191,696
3 県 債		47,849,971
	1 県 債	47,849,971
歳 入 合 計		69,073,529

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 69,073,529
	1 公 債 費	69,073,529
歳 出 合 計		69,073,529

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	47,849,971	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

## 平成21年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 221,963,700 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			2,169,878千円
第1項 営業収益			2,145,575千円
第2項 営業外収益			24,303千円
	支	出	
第1款 事業費			2,298,040千円
第1項 営業費用			2,178,136千円
第2項 営業外費用			109,904千円
第3項 予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額104,996千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,251千円及び過年度分損益勘定留保資金92,745千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			608,142千円
第1項 他会計からの返還金			608,142千円
	支	出	
第1款 資本的支出			713,138千円
第1項 建設改良費			247,274千円
第2項 企業債償還金			190,310千円
第3項 他会計への繰出金			265,554千円
第4項 予備費			10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 610,861千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。



## 平成21年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	33箇所
(2) 年間総給水量	8,921,695 <sup>m</sup> <sub>3</sub>
(3) 一日平均給水量	24,443 <sup>m</sup> <sub>3</sub>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、電気事業会計から12,704千円を借り入れる。

収 入

第1款 事業収益	847,824千円
第1項 営業収益	711,570千円
第2項 営業外収益	136,254千円

支 出

第1款 事業費	1,108,021千円
第1項 営業費用	919,709千円
第2項 営業外費用	181,312千円
第3項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額272,039千円は、過年度分損益勘定留保資金272,039千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,071,682千円
第1項 企業債	376,000千円
第2項 長期借入金	384,217千円
第3項 工事受託金	2,382千円
第4項 補助金	104,800千円
第5項 雑収入	204,283千円

支 出

第1款 資本的支出	1,343,721千円
第1項 建設改良費	3,505千円
第2項 企業債償還金	723,445千円
第3項 長期借入金償還金	616,771千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
資本費平準化債	210,000	(借入先) 銀行、財務省、 地方公営企業等金 融機構、会社、そ の他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (その他) 財政その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	年10% 以 内	借入れの年か ら据置期間を含 め20年以内 半年賦元利均 等償還又は半年 賦元金均等償還 等 但し、財政そ の他の都合によ り、繰上償還を なし、又は借り 換えをすることが できる。
公的資金補償金 免除繰上償還 に係る借換債	166,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	376,000			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め  
る。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事 業 費

第 1 項 営 業 費 用

第 2 項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 74,795千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、208,826千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成 2 1 年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 1 年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間普通駐車台数 112,222台

(2) 年間定期駐車台数 3,480台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事業収益			128,065千円
第 1 項 営業収益			126,514千円
第 2 項 営業外収益			1,551千円
	支	出	
第 1 款 事業費			90,319千円
第 1 項 営業費用			83,319千円
第 2 項 営業外費用			5,000千円
第 3 項 予備費			2,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 111,593千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,314千円及び建設改良積立金106,279千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第 1 款 資本的収入			19,537千円
第 1 項 工事負担金			19,537千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			131,130千円
第 1 項 建設改良費			131,130千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出

  第 1 款 事業費

    第 1 項 営業費用

第 2 項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,107千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成 2 1 年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 1 年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	48,545人
外 来	32,230人
(3) 一日平均患者数	
入 院	133人
外 来	110人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			1,589,432千円
第 1 項 医 業 収 益			839,812千円
第 2 項 医 業 外 収 益			749,620千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			1,580,691千円
第 1 項 医 業 費 用			1,468,243千円
第 2 項 医 業 外 費 用			112,398千円
第 3 項 予 備 費			50千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額190,330千円は過年度分損益勘定留保資金190,330千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第 1 款 資本的収入			0千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			190,330千円
第 1 項 建設改良費			21,831千円
第 2 項 企業債償還金			168,499千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 859,971千円

(2) 交際費 110千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 6 条 たな卸資産の購入限度額は、63,782千円と定める。

**熊本県告示第 3 1 3 号**

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 1 年 3 月 2 5 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	濡れまくる若い未亡人（新東宝） 未亡人民宿 美熟乳しっぽり（オーピー） したがるかあさん 若い肌の火照り（新東宝） 痴漢電車 うごめく指のメロディ（オーピー） 未亡人痴態 三十路の羞恥心（新日本） 痴漢電車 いたずら現行犯（新東宝） 兄嫁の谷間 敏感色っぽい（オーピー） 高校教師 ーとろける夏期講習ー（新日本） おもらしドール 淫行の極致（新東宝） 淫行妻の本性 絶頂体験（新日本） 痴漢箱男 覗かれた若妻（新東宝） 不倫日記 股ぐらの香り（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第 3 1 4 号**

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字下り山 1 3 9 1 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下り山 1 3 9 1 番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 3 1 5 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
あらいクリニック	菊池郡大津町錦野 3 9 4 番地	平成 2 1 年 1 月 1 日
まつもと耳鼻咽喉科 医院	菊池市亘 1 1 番地 1	平成 2 1 年 2 月 1 日

ふくとみクリニック	八代市花園町 6 番地 1	平成 2 1 年 3 月 1 日
播磨医院	合志市幾久富 1 8 6 6 番地 3 4 3	平成 1 4 年 1 2 月 1 日

(薬局)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
三気堂薬局 松橋店	宇城市松橋町松橋 1 9 4 7 番地 3	平成 2 1 年 2 月 1 2 日
生田薬局	天草市河浦町宮野河内 1 2 6 5 番地 2	平成 2 1 年 2 月 1 日
合資会社山口薬局・ピーチ店	球磨郡多良木町大字多良木字上ノ原 2 5 9 番地 1 0	平成 2 1 年 2 月 1 日
ゆうば薬局	八代市花園町 7 番地 1 6	平成 2 1 年 3 月 6 日
さくらざか薬局	下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地 2	平成 2 1 年 1 月 1 日
あまくさ薬局	天草市本渡町広瀬字大矢崎 5 番地 1 2 3	平成 2 1 年 2 月 1 日

**熊本県告示第 3 1 6 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ひらやま医院	名 称		平成 2 1 年 1 月 6 日
	平山医院	ひらやま医院	

(薬局)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ヤマムラ薬局	所在地		平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日
	玉名郡長洲町大字長州 1 4 4 5 番地 1	玉名郡長洲町大字高浜 1 4 8 3 番地 1	

**熊本県告示第 3 1 7 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の施術者から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復〕）

施術所名称	施 術 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
大師堂鍼灸 整骨院	江崎 千紘	施術者名		平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日
		森 千紘	江崎 千紘	

**熊本県告示第 3 1 8 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
のぐち皮ふ科	上益城郡嘉島町鯉 1 8 3 4 番地	平成 2 0 年 1 1 月 1 日
佐土原内科	八代市三江湖町 1 6 4 0 番地 6	平成 2 0 年 1 2 月 2 7 日
馬場医院	菊池郡大津町大字錦野 3 9 4 番地	平成 2 1 年 1 月 1 日
内田整形外科医院	合志市須屋 2 7 8 9 番地 2	平成 2 1 年 1 月 3 0 日
くらむら眼科	阿蘇郡高森町高森 1 5 8 9 番地 5	平成 2 1 年 2 月 2 日
竹中医院	上天草市姫戸町二間戸 7 6 0 番地	平成 1 1 年 1 2 月 3 1 日
播磨医院	合志市幾久富 1 8 6 6 番地 3 4 3	平成 1 4 年 1 2 月 1 日

（薬局）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
--------	---------	-------

さくらざか薬局	下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地 2	平成 2 0 年 1 2 月 3 1 日
生田薬局	天草市河浦町宮野河内 1 2 6 5 番地 2	平成 2 1 年 1 月 9 日

**熊本県告示第 3 1 9 号**

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により、次のとおり使用料収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容  
熊本県健康センター条例第 9 条第 1 項に規定する使用料の収納に関する事務
- 2 委託の相手方  
財団法人熊本県総合保健センター 熊本市東町四丁目 1 1 番 2 号
- 3 委託する日  
平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

**熊本県告示第 3 2 0 号**

家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により種畜証明書を交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書 番号（平 20 熊本県臨）	名号	品種	検査 成績	飼養者	検査場所
平成 2 1 年 3 月 1 9 日 (木)	第 1 1 号	光重球磨四	褐毛和種	1 級	熊本県農業 研究センタ ー	合志市栄 3 8 0 1
	第 1 2 号	玉花				
	第 1 3 号	亜紀皇				
	第 1 4 号	波重川				
	第 1 5 号	波重玉				
	第 1 6 号	福栄				
	第 1 7 号	春光玉				
	第 1 8 号	豊光重				
	第 1 9 号	鶴重二				

**熊本県告示第 3 2 1 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 4 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等



道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	4 4 5 号	八代市泉町葉木 8 0 番 2 3 地先から 同所 8 0 番 2 3 地先まで	50.0	地域連 携国道

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 4 月 3 日

**熊本県告示第 3 2 2 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 4 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	5 0 1 号	熊本市河内町船津字聖ヶ塔 8 1 4 番 1 地先から 同町船津字小川内 8 9 1 番 1 地先まで	170.0	交通円 滑特一

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 4 月 3 日

**熊本県告示第 3 2 3 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 4 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦 3 4 4 7 番 1 3 地先から 同所 3 5 1 4 番 5 3 地先まで	234.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 4 月 3 日

**熊本県告示第 3 2 4 号**

昭和 3 3 年 5 月 3 0 日熊本県告示第 3 3 4 号（海岸法第 3 条の規定に基づく海岸保全区域の指定）のうち、国土交通省河川局所管の表天草西・釜の項を次のように改める。なお、図面は、熊本県土木部河川課及び熊本県天草地域振興局土木部にて縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

釜	区域の位置	起点 天草郡苓北町大字上津深江字東太田 1 1 9 番地先 終点 天草郡苓北町大字志岐字八ッ尾原 1 0 0 2 の 1 番地 先 延長 7 8 0 メートル
---	-------	--

基点の位置	点 1 号 天草郡苓北町志岐地積図根三角点基 1 8 から N 2 1 6 度 4 7 分 4 3 秒 6 7 6 . 7 8 1 メートルの点 点 2 号 点 1 号から N 1 5 3 度 4 9 分の方 向へ 6 5 . 3 メ ー ト ル の 点 点 3 号 点 2 号から N 2 5 9 度 1 4 分の方 向へ 2 4 5 . 4 メ ー ト ル の 点 点 4 号 点 3 号から N 2 6 9 度 2 2 分の方 向へ 2 3 2 . 3 メ ー ト ル の 点 点 5 号 点 4 号から N 2 6 3 度 2 4 分の方 向へ 1 0 4 . 7 メ ー ト ル の 点 点 6 号 点 5 号から N 2 6 0 度 4 0 分の方 向へ 1 8 4 . 8 メ ー ト ル の 点 点 7 号 点 6 号から N 3 3 9 度 0 0 分の方 向へ 5 4 . 4 メ ー ト ル の 点  イ 点 点 1 号から N 3 3 3 度 4 9 分の方 向へ 5 0 . 3 メ ー ト ル の 点 ロ 点 イ点から N 2 5 8 度 0 7 分の方 向へ 2 0 5 . 5 メ ー ト ル の 点 ハ 点 ロ点から N 2 6 7 度 2 6 分の方 向へ 2 1 8 . 3 メ ー ト ル の 点 ニ 点 ハ点から N 2 7 1 度 5 3 分の方 向へ 1 1 1 . 1 メ ー ト ル の 点 ホ 点 ニ点から N 3 5 1 度 1 4 分の方 向へ 6 8 . 3 メ ー ト ル の 点 ヘ 点 ホ点から N 2 6 1 度 1 4 分の方 向へ 2 2 4 . 9 メ ー ト ル の 点 ト 点 ヘ点から N 1 6 8 度 2 9 分の方 向へ 8 1 . 8 メ ー ト ル の 点
陸域幅境界	点 1 号から点 7 号までの各点を順次直線 で結んだ線
水域幅境界	イ点からト点までの各点を順次直線 で結んだ線
陸域幅	別添図面のとおり 4 8 メートル ～ 6 0 メートル
水域幅	別添図面のとおり 4 8 メートル ～ 1 2 0 メートル
保全区域	陸域側境界と水域側境界の各点を結んだ線並びにイ点と点 1 号及びト点と点 7 号を結んだ線により囲まれた区域
区域幅	9 6 メートル ～ 1 8 0 メートル
区域面積	水域面積 6 0 , 8 4 1 . 7 7 平方メートル 陸域面積 3 7 , 7 1 5 . 0 6 平方メートル

**熊本県告示第 3 2 5 号**

昭和 3 3 年 5 月 3 0 日熊本県告示第 3 3 4 号（海岸法第 3 条の規定に基づく海岸保全区域の指定）のうち、国土交通省河川局所管の表有明・鳩之釜の項を次のように改める。なお、図面は、熊本県土木部河川課及び熊本県天草地域振興局土木部にて縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

## 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

鳩之釜	区域の位置	起点 上天草市大矢野町大字上字大矢野岳7493番87 地先 終点 上天草市大矢野町大字上字鳩之釜7673番2地先 延長 743メートル
	基点の位置	点1号 上天草市大矢野地積図根三角点V1からN43度 23分28秒 678.695メートルの点 点2号 点1号からN15度19分の方角へ10メートル の点 点3号 点2号からN110度の方角へ13.5メートル の点 点4号 点3号からN195度18分の方角へ23メー トルの点 点5号 点4号からN106度35分の方角へ49.7メ ートルの点 点6号 点5号からN17度43分の方角へ21.7メ ートルの点 点7号 点6号からN106度05分の方角へ56.7メ ートルの点 点8号 点7号からN122度12分の方角へ47.1メ ートルの点 点9号 点8号からN129度35分の方角へ24.6メ ートルの点 点10号 点9号からN131度41分の方角へ32.3 メートルの点 点11号 点10号からN136度20分の方角へ60. 8メートルの点 点12号 点11号からN135度の方角へ34.3メ ートルの点 点13号 点12号からN236度04分の方角へ29. 6メートルの点 点14号 点13号からN132度02分の方角へ52メ ートルの点 点15号 点14号からN132度31分の方角へ45. 2メートルの点 点16号 点15号からN132度48分の方角へ29. 3メートルの点 点17号 点16号からN55度07分の方角へ29.6 メートルの点 点18号 点17号からN144度55分の方角へ40. 2メートルの点 点19号 点18号からN147度57分の方角へ29. 5メートルの点 点20号 点19号からN167度35分の方角へ72. 4メートルの点 点21号 点20号からN149度23分の方角へ46. 2メートルの点 イ点 点1号からN195度19分の方角へ66.2メ ートルの点 ロ点 イ点からN108度39分の方角へ176.3メ ートルの点 ハ点 ロ点からN156度01分の方角へ81.2メ

		トルの点 ニ 点 ハ点から N 1 3 2 度 0 1 分 の方向へ 1 5 5 . 2 メートルの点 ホ 点 ニ点から N 1 5 9 度 3 1 分 の方向へ 1 7 1 . 9 メートルの点 ヘ 点 ホ点から N 5 8 度 2 8 分 の方向へ 8 6 . 9 メートルの点
	陸域幅境界	点 1 号から点 2 1 号までの各点を順次直線で結んだ線
	水域幅境界	イ点からへ点までの各点を順次直線で結んだ線
	陸域幅	別添図面のとおり 3 メートル ～ 2 6 メートル
	水域幅	別添図面のとおり 4 7 メートル ～ 8 6 メートル
	保全区域	陸域側境界と水域側境界の各点を結んだ線並びにイ点と点 1 号及びへ点と点 2 1 号を結んだ線により囲まれた区域
	区域幅	5 3 メートル ～ 9 5 メートル
	区域面積	水域面積 3 7 , 4 7 5 . 6 0 平方メートル 陸域面積 6 , 6 8 3 . 1 0 平方メートル

**公 告**

**熊本県公告第 1 5 8 号**

岱明町下河原土地区画整理組合の解散について、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 4 5 条第 2 項の規定により平成 2 1 年 3 月 2 4 日付けで認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 1 5 9 号**

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 2 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 2 1 年 4 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした年月日  
平成 2 1 年 3 月 2 5 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社西村建設  
熊本県下益城郡美里町畝野 2 9 0 0  
代表取締役 西村 潤次郎  
熊本県知事許可（般特－1 8）第 0 1 4 6 5 号
- 3 処分の内容  
建設業法第 2 8 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの  
(注 1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和 2 4 年建設省令第 1 4 号）第 1 8 条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年 7 月 3 0 日法律第 1 1 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。  
(注 2) 「民間工事」とは、上記（注 1）以外の建設工事をいう。  
(注 3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
  - (2) 期間  
平成 2 1 年 4 月 9 日から平成 2 1 年 4 月 1 1 日までの 3 日間
- 4 処分の原因となった事実

株式会社西村建設の従業員は、平成20年3月8日、熊本県発注の「中央砥用線民有林道開設事業（広域）第34号工事」において、ドラグショベルを使用して地ならし作業に従事中、作業範囲内で土砂崩落の監視に当たっていた作業員を、同ショベルにより轢過して死亡させる工事関係者の死亡事故を起こしたとして、業務上過失致死罪により起訴され、御船簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、平成21年1月27日にその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号（請負契約に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。

### 熊本県公告第160号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称  
熊本県知事部局公用車任意保険契約
- (2) 契約内容  
熊本県知事部局の所有する公用車両639台に対する自動車任意保険契約
- (3) 契約期間  
平成21年4月22日から平成22年4月22日まで

#### 2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 保険業について、内閣総理大臣の免許を受けている者
- (3) 熊本県内に本店又は支店（本社又は支社、営業所を含む。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
- (4) 県税を完納している者

#### 3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期

- (1) 申請の方法  
熊本県が指定する競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により別記に掲げる場所に、直接又は郵送（書留郵便により、平成21年4月8日までに必着）により提出するものとする。  
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。
- (2) 申請書等の配布、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
熊本県総務部人事課  
郵便番号 862-8570  
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2052
- (3) 申請書の受付期間  
平成21年4月3日（金）から平成21年4月8日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、入札日の前日までに郵送で通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成21年4月24日（金）までとする。

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
熊本県総務部人事課  
郵便番号 862-8570  
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2052
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成21年4月3日（金）から平成21年4月9日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
4の(1)に記載のとおり
- (3) 入札説明会の開催  
ア 日時  
平成21年4月6日（月） 午後2時  
イ 場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館4階 人事課分室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時

平成 2 1 年 4 月 1 4 日 (火) 午後 4 時  
 イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁本館 4 階 人事課分室

(5) 入札書の提出方法  
 4 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 の (1) 記載の場所に平成 2 1 年 4 月 1 4 日 (火) の正午までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

5 入札に関する事務を担当する部局の名称  
 熊本県総務部人事課  
 郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0  
 住所 熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
 電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 5 2

6 その他  
 (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とする。  
 (2) 入札保証金  
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を 4 の (4) 記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 か年の間に国又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(3) 入札の無効  
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
 ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札  
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札  
 エ 記名押印を欠く入札  
 オ 金額を訂正した入札  
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
 キ 明らかに連合によると認められる入札  
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
 ケ 2 以上の意思表示をした入札  
 コ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定の方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(5) 最低制限価格  
 設定しない。

(6) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 か年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(7) 契約書作成の要否

要  
 (8) その他詳細は入札説明書による。

**熊本県公告第 1 6 1 号**

土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、県営東大谷地区土地改良事業(農地保全施設)の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営東大谷地区土地改良事業（農地保全施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年4月6日から平成21年5月7日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第162号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営宇城東部2期地区（畝野工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営宇城東部2期地区（畝野工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年4月6日から平成21年5月7日まで
- 3 縦覧場所  
美里町役場

**熊本県公告第163号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営小島地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営小島地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年4月6日から平成21年5月7日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第164号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営小島地区土地改良事業（農地保全施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営小島地区土地改良事業（農地保全施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年4月6日から平成21年5月7日まで
- 3 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第165号**

葦北郡芦北町大字芦北2105に事務所をおく芦北土地改良区に対して、土地改良法（昭和24年法律第195号）第135条第1項の規定により、平成21年3月25日付けで解散を命じたので、同法第67条第3項の規定により公告する。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第166号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第142 6号	液状複 合肥料	ジュ シー エ ース	りん酸全量 : 6.0 加里全量 : 2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	熊本県果実農業 協同組合連合会 熊本市小山町1 846番地	平成21 年3月 25日

熊本県公告第167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームワイド御船店・ダイソー御船店  
上益城郡御船町辺田見字中道201番1ほか
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数  
変更前 236台  
変更後 239台
    - イ 荷さばき施設の位置及び面積  
変更前  
A棟北東側 72平方メートル  
B棟南東側 24平方メートル  
C棟南東側 24平方メートル 計 120平方メートル  
変更後  
A棟北東側 72平方メートル  
B棟南西側 48平方メートル 計 120平方メートル
    - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
変更前 A棟北東側 15立方メートル  
変更後 敷地北東側 13立方メートル  
B棟北西側 5立方メートル 計 18立方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
変更前 4箇所  
変更後 5箇所
- 3 変更する年月日  
平成21年3月24日
- 4 変更する理由  
未定であった物販テナントが決定したことにより施設配置の変更が生じたこと、また、建物敷地南東側駐車場にガソリンスタンドを増設することによりガソリンスタンド利用者用出入口を新設するため
- 5 届出年月日  
平成21年3月23日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課  
平成21年4月3日から平成21年8月3日まで

熊本県公告第168号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、水俣市ほか5市町村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
水俣市	平成19年度から平成20年度まで	大字湯出の一部	地籍図 ・地籍簿	平成21年3月26日
水俣市	平成19年度から平成20年度まで	大字石坂川・久木野の各一部		
菊池市	平成19年度から平成20年度まで	限府の一部		
菊池市	平成19年度から平成20年度まで	四町分の一部		
菊池市	平成19年度から平成20年度まで	旭志麓の一部		
阿蘇郡南小国町	平成18年度から平成20年度まで	大字中原の一部		
阿蘇郡産山村	平成19年度から平成20年度まで	大字産山の一部		
阿蘇郡産山村	平成19年度から平成20年度まで	大字大利の一部		
葦北郡芦北町	平成18年度から平成20年度まで	大字天月の全部		
葦北郡芦北町	平成18年度から平成20年度まで	大字白木の全部		
球磨郡球磨村	平成18年度から平成20年度まで	大字渡甲及び乙の各一部		

**熊本県公告第169号**

都市計画事業の施行について九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年4月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成10年建設省告示第228号本渡都市計画道路事業3・5・5号太田町水の平線
- 3 事務所の所在地 熊本県天草市今釜新町3530番地
- 4 事業施行期間 平成10年2月19日から平成23年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

**登載依頼**

**熊本県選挙管理委員会告示第18号**

平成20年9月29日熊本県選挙管理委員会告示第91号（政治団体の収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり変更する。

平成21年4月3日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

## 政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 濱田大造後援会  
 資金管理団体の届出をした者の氏名 濱田 大造  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議  
 報告年月日 平成20/03/31

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,446,380円

イ 本年收入額 1,446,380円

(2) 支出総額 1,446,380円

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄 附 1,446,380円

(7) 寄附 (内訳別掲) 1,446,380円

a 個人からの寄附 1,446,380円

合 計 1,446,380円

## 〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

(金 額)	(住 所)
向井康二 100,000円	東京都豊島区
境正子 100,000円	熊本市
小原欣吾 100,000円	東京都練馬区
中島次郎 80,000円	熊本市
濱田大造 311,480円	熊本市
奥博司 10,000円	玉名郡長洲町
年間5万円以下のもの 744,900円	
小 計 1,446,380円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 1,167,401円

(ア) 人 件 費 660,000円

(イ) 光 熱 水 費 28,947円

(ウ) 備品・消耗品費 25,290円

(エ) 事 務 所 費 453,164円

イ 政治活動費 278,979円

(ア) 組 織 活 動 費 141,187円

(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 137,792円

a 機関紙誌の発行事業費 137,792円

合 計 1,446,380円

下線部が訂正箇所

## 熊本県収用委員会公告第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決  
 手続の開始を決定した。

平成21年4月3日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称  
熊本市
- 2 事業の種類  
熊本都市計画事業熊本駅前東A地区第二種市街地再開発事業（熊本県熊本市春日一丁目及び同二丁目の一部）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地  
土地の所在 熊本県熊本市春日一丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
7 6 6 番 5 1	宅地	宅地	6 4 9 . 0 8	6 5 8 . 2 0	6 5 8 . 2 0

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地  
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所  
等 淳一郎（持分100000分の47000）  
東京都多摩市聖ヶ丘二丁目33番地の3  
等 泰三（持分100000分の48175）  
熊本県熊本市南千反畑町6番13号  
等 道子（持分100000分の4825）  
熊本県熊本市南千反畑町6番13号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成21年3月24日

熊本県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。  
平成21年4月3日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

その総数の50分の1 29, 879  
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 315, 658

熊本県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。  
平成21年4月3日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

選挙区名	
熊本市選挙区	1 5 5 , 3 1 7
八代市・八代郡選挙区	4 0 , 7 4 1
人吉市選挙区	9 , 8 5 2
荒尾市選挙区	1 5 , 5 6 6
水俣市選挙区	7 , 8 0 9
玉名市選挙区	1 9 , 3 5 4
天草市・天草郡選挙区	2 8 , 5 1 4
山鹿市選挙区	1 5 , 9 7 4
菊池市選挙区	1 4 , 1 2 0
宇土市選挙区	1 0 , 2 2 7
上天草市選挙区	9 , 1 0 3
宇城市選挙区	1 7 , 2 6 9
阿蘇市選挙区	8 , 1 2 0
合志市選挙区	1 4 , 2 1 9
下益城郡選挙区	1 1 , 1 7 6
玉名郡選挙区	1 2 , 7 0 7

鹿本郡選挙区	8, 346
菊池郡選挙区	17, 053
阿蘇郡選挙区	11, 417
上益城郡選挙区	24, 881
葦北郡選挙区	7, 288
球磨郡選挙区	16, 956

熊本県教育委員会告示第4号

平成13年11月2日熊本県教育委員会告示第5号「口頭による開示請求をすることができる個人情報」を廃止する。

平成21年4月3日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛 敏

天草不知火海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所、並びに漁場計画を次のとおり告示する。

平成21年4月3日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板 崎 清

- 1 開催日時 平成21年4月27日（月）午後2時から
- 2 開催場所 熊本県庁本館8階802会議室（熊本市水前寺6丁目18番1号）
- 3 漁場計画 下記のとおり  
なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁水産振興課内）及び熊本県天草地域振興局農林水産部水産課において閲覧に供する。
- 4 その他  
公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を、平成21年4月24日（金）までに当委員会事務局へ提出してください。  
なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

記

漁場計画番号 天区第131号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第406号（熊本県漁場基点天第224号（天草市倉岳町宮田落人鼻南端）と平瀬島東端を見通した線から天第224号を基点として右へ288度10分の線が天草市倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わるところ）
    - ア 基点1と天草市倉岳町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ244度・100メートルのところ
    - イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ345度・270メートルのところ
    - ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・245メートルのところ
    - エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ204度30分・55メートルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第266号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市松島町合津地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第26号（上天草市大矢野町中満超鼻先端）
    - 基点2 熊本県漁場基点天第27号（上天草市大矢野町中ヤトリ瀬西側先端）
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ87度30分・338メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ88度15分・290メートルのところ

- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ69度30分・28
- 5メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度55分・32
- 2メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ34度30分・35
- 6メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ47度20分・44
- 3メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市松島町

漁場計画番号 天区第267号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第329号(熊本県漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ318度の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わるところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島南西端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ209度35分・20メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・115メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ258度55分・15メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ286度15分・95メートルのところ
- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ316度40分・85メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・50メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第268号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町中地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第300号(熊本県漁場基点天第50号(上天草市大矢野町維和)と天第37号(上天草市大矢野町野牛島南端)を見通した線から天第50号を基点として右へ23度44分の線が陸岸と交わるところ(野牛島東端))
- 基点2 熊本県漁場基点天第50号(熊本県漁場基点天第37号(野牛島南端)と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から天第37号を基点として右へ286度40分の線と、天第40号(上天草市大矢野町登立治郎田鼻突端東側突端)上天草市大矢野町禿島南端を見通した線から天第40号を基点として右へ39度15分の線との交点(大桜鼻南端))
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ291度35分・135メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ321度35分・87メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第269号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、基点1、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第419号(熊本県漁場基点天第52号(笹島東端)と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第52号を基点として右へ32度44分1分の線が上天草市大矢野町維和(大鷲ノ浦地先のくるまえび養殖場護岸と

交わる) ところ)  
 基点 2 熊本県漁場基点天第 5 2 号 (上天草市大矢野町笹島東端)  
 ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 2 3 度・6 5 メー  
 トルのところ  
 イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 4 4 度 3 0 分・6  
 8 メートルのところ  
 ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 5 8 度 1 0 分・3  
 4 メートルのところ  
 エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 3 4 度 3 0 分・3  
 5 メートルのところ  
 オ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 4 4 度・6 5 メー  
 トルのところ  
 2 地元地区 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは  
 ならない。

漁場計画番号 天区第 2 7 0 号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえば養殖業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及び基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸  
 線とによって囲まれた区域  
 基点 1 熊本県漁場基点天第 3 0 5 号 (熊本県漁場基点天第 5 0 号 (上天草市大矢  
 野町維和の大桜鼻南端) と天第 2 9 9 号 (上天草市大矢野町野牛島北東端) を見通  
 した線から天第 5 0 号を基点として右へ 2 3 5 度 1 0 分の線が上天草市大矢野町  
 維和千束の陸岸と交わる) ところ)  
 基点 2 熊本県漁場基点天第 5 0 号 (熊本県漁場基点天第 3 7 号 (上天草市大矢野  
 町野牛島南端) と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から天第 3 7 号を基点  
 として右へ 2 8 6 度 4 0 分の線と天第 4 0 号 (上天草市大矢野町登立治郎田鼻突  
 堤東側突端) と上天草市大矢野町禿島南端を見通した線から天第 4 0 号を基点と  
 して右へ 3 9 度 1 5 分の線との交点 (大桜鼻南端) )  
 ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 1 0 度 3 0 分・8  
 0 メートルのところ  
 イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 3 0 分・1 2 0  
 メートルのところ  
 ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 度 2 0 分・1 0  
 0 メートルのところ  
 エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 4 3 度 3 0 分・7 6  
 メートルのところ  
 2 地元地区 上天草市大矢野町  
 3 制限又は条件  
 (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは  
 ならない。

漁場計画番号 天区第 2 7 1 号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえば養殖業  
 (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで  
 (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先  
 (4) 漁場の区域 次の基点 1、ア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線と  
 によって囲まれた区域  
 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 9 2 号 (熊本県漁場基点天第 4 3 号 (神崎鼻南端)  
 と火第 2 号 (宇城市三角町三角港荷島灯台) を見通した線から天第 4 3 号を基点  
 として右へ 9 3 度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わる) ところ)  
 基点 2 熊本県漁場基点天第 4 3 号 (上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)  
 アル 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 0 度・1 3 5 メー  
 トルのところ  
 イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 4 2 度・1 4 5 メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 7 2 度・4 0 メー  
 トルのところ  
 2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第 2 7 2 号  
 1 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 2 種区画漁業 くるまえば養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第412号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ278度30分の線が上天草市大矢野町維和梅の木(陸岸と交わる)ところ)
- 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度・135メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・175メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度・95メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・75メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

- 漁場計画番号 天区第273号
- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第321号(熊本県漁場基点天第51号(笹島北端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東)を見通した線から天第51号を基点として右へ166度38分20秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わる)ところ)
  - 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)
  - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ168度・95メートルのところ
  - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ190度30分・55メートルのところ
  - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ185度・50メートルのところ
  - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ229度・30メートルのところ
  - 2 地元地区 上天草市大矢野町
  - 3 制限又は条件
  - (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第363号
- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点1 熊本県漁場基点天第305号(熊本県漁場基点天第50号(上天草市大矢野町維和桜鼻南端)と天第299号(上天草市大矢野町野牛島北東端)を見通した線から天第50号を基点として右へ235度10分の線が上天草市大矢野町維和千束の陸岸と交わる)ところ)
  - 基点2 熊本県漁場基点天第50号(熊本県漁場基点天第37号(上天草市大矢野町野牛島南端)と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から天第37号を基点として右へ286度40分の線と天第40号(上天草市大矢野町登立治郎田鼻突堤東側突端)と上天草市大矢野町禿島南端を見通した線から天第40号を基点として右へ39度15分の線との交点(大桜鼻南端))
  - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ308度45分・105メートルのところ
  - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ318度5分・150メートルのところ
  - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ332度55分・164メートルのところ
  - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度45分・158メートルのところ

- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・120メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ310度30分・80メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第364号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第292号（熊本県漁場基点天第43号（神崎鼻南端）と火第2号（宇城市三角町三角港荷島灯台）を見通した線から天第43号を基点として右へ93度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わるころ）
- 基点2 熊本県漁場基点天第43号（上天草市大矢野町登立神崎鼻南端）
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ298度・120メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・120メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ272度・40メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第365号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第412号（熊本県漁場基点天第43号（神崎鼻南端）と火第2号（宇城市三角町三角港荷島灯台）を見通した線から天第43号を基点として右へ278度30分の線が上天草市大矢野町維和梅の木の陸岸と交わるころ）
- 基点2 熊本県漁場基点天第43号（上天草市大矢野町登立神崎鼻南端）
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・75メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度・95メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ93度20分・70メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第366号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第321号（熊本県漁場基点天第51号（笹島北端）と天第36号（上天草市大矢野町横島中鼻東）を見通した線から天第51号を基点として右へ166度38分20秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わるころ）
- 基点2 熊本県漁場基点天第51号（上天草市大矢野町笹島北端）
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ182度25分・127メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ193度25分・120メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ227度・95メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ229度20分・84メートルのところ



- オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ229度・30メートルのところ
- カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ185度・50メートルのところ
- キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ190度30分・5メートルのところ
- ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ168度・95メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第367号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町登立地先
  - (4) 漁場の区域 次の基点2、ア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第39号（上天草市大矢野町野牛島北端）
- 基点2 熊本県漁場基点天第40号（熊本県漁場基点天第49号（上天草市大矢野町禿島南端）と天第39号（野牛島北端）を見通した線から天第49号を基点として右へ47度30分の線が陸岸と交わるところ（上天草市大矢野町登立治郎田鼻突堤東側突端））
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・5メートルのところ
  - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ353度15分・5メートルのところ
  - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ350度10分・5メートルのところ
  - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度・640メートルのところ
  - オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ349度10分・65メートルのところ
  - カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・685メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町

- 漁場計画番号 天区第368号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
  - (4) 漁場の区域 次のア及びイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第303号（熊本県漁場基点天第37号（野牛島南端）と天第50号（上天草市大矢野町維和大桜鼻南端）を見通した線から天第37号を基点として右へ26度17分40秒の線が上天草市大矢野町維和大桜地先のくまえび養殖場護岸と交わるところ）
- 基点2 熊本県漁場基点天第37号（上天草市大矢野町野牛島南端）
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ211度30分・15メートルのところ
  - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ226度40分・100メートルのところ
- 2 地元地区 上天草市大矢野町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 天区第369号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 かに養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 上天草市大矢野町維和地先
  - (4) 漁場の区域 次の基点1、ア及びイを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点天第292号（熊本県漁場基点天第43号（神崎鼻南端）

と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点  
 として右へ93度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わるところ)  
 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端)  
 アルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度・135メー  
 トルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度・180メー  
 トルのところ

2 地元地区 上天草市大矢野町

漁場計画番号 天区第773号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 アルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ332度・305メ  
 ートルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度・280メー  
 トルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ32度・145メー  
 トルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度・185メ  
 ートルのところ

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは  
 ならない。

漁場計画番号 天区第774号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 アルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度・280メー  
 トルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ332度・305メ  
 ートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度15分・5  
 85メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度・555メー  
 ートルのところ

2 地元地区 天草市倉岳町

3 制限又は条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは  
 ならない。

漁場計画番号 天区第775号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)  
 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)  
 アルの基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度・555メー  
 トルのところ  
 イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度15分・5  
 85メートルのところ  
 ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分・7  
 65メートルのところ  
 エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度15分・740

- メートルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは

- 漁場計画番号 天区第 7 7 6 号
- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あさり垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 2 6 号 (天草市倉岳町棚底小島頂点)
  - 基点 2 熊本県漁場基点天第 4 0 6 号 (熊本県漁場基点天第 2 2 4 号 (天草市倉岳町宮田落人鼻南端)と平瀬島東端を見通した線から天第 2 2 4 号を基点として右へ 2 8 8 度 1 0 分の線が天草市倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わるところ)
  - ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 0 7 度 3 0 分・1 9 0 メートルのところ
  - イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 3 6 度 3 0 分・3 9 0 メートルのところ
  - ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 5 度・3 9 0 メートルのところ
  - エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 1 度・4 0 0 メートルのところ
  - オ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 1 度 3 0 分・1 9 0 メートルのところ

- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは

- 漁場計画番号 天区第 7 7 7 号
- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あさり垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 2 6 号 (天草市倉岳町棚底小島頂点)
  - 基点 2 熊本県漁場基点天第 2 2 5 号 (天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
  - ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 4 6 度 3 0 分・3 9 0 メートルのところ
  - イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 8 5 度・2 8 0 メートルのところ
  - ウ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 7 度・1 3 0 メートルのところ
  - エ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 2 6 度・3 1 0 メートルのところ

- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んでは

- 漁場計画番号 天区第 7 7 8 号
- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 あさり垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 2 2 5 号 (天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
  - 基点 2 熊本県漁場基点天第 2 2 6 号 (天草市倉岳町棚底小島頂点)
  - ア 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 7 度 3 5 分・7 9 5 メートルのところ
  - イ 基点 1 と基点 2 を見通した線から基点 1 を基点として右へ 3 5 8 度 1 5 分・9 9 5 メートルのところ

- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度50分・1,002メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ8度30分・804メートルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第779号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あさり垂下式養殖業
  - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
  - (3) 漁場の位置 天草市倉岳町棚底地先
  - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角)
    - 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点)
    - ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・802メートルのところ
    - イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・1,003メートルのところ
    - ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・995メートルのところ
    - エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度35分・795メートルのところ
- 2 地元地区 天草市倉岳町
- 3 制限又は条件
  - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
  - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。